令和８年（フ）第５８８号
大阪府阪南市箱作1640番地の３　101号
債務者　平田まいみ
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５９０号
大阪府和泉市府中町四丁目16番８―306号
債務者　堀井　一男
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５９７号
大阪府泉佐野市岡本２丁目３―13、住民票上の住所大阪府泉佐野市大西２丁目２番72―205号
債務者　吉村　　綾（旧姓瀧野）
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第６０１号
大阪府泉佐野市高松東１丁目５番10号　泉佐野グリーンハイツ（307）
債務者　下﨑　敏子
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第６０３号
大阪府貝塚市澤485番地１　アーク八品301号
債務者　小林　理慧（旧姓副島、中野）
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３１４号
岡山県倉敷市連島町連島36番地58　アルフ吉川102、転居前の住所岡山県倉敷市中畝３丁目12番41号　サンパティーク柚木Ｂ―202
債務者　深谷　怜二
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第３４６号
岡山県倉敷市大島７番地19　シティ倉敷１号館405号室
債務者　橋口　　渉
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第１８７２号
北海道千歳市富丘１丁目18番12号　光生ハイツＡ201号
債務者　山本　仁人
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９０８号
札幌市東区北20条東17丁目２番14号　パレーシャル開成205号
債務者　古内　照実
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９１３号
札幌市東区北34条東14丁目２番１―501号
債務者　松田　雅子
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９２５号
札幌市北区北23条西３丁目２番20―701号
債務者　丸山　二美
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９６１号
札幌市北区北23条西７丁目１番41―201号
債務者　徳永　道治
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２６６号
北海道旭川市春光１条９丁目８番５号　テレパレス旭川春光３　324号室
債務者　村山　華恋
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２８３号
北海道旭川市旭神町22番地67　ケアハウスリバーサイド、住民票上の住所北海道旭川市東光18条６丁目５番８号　燕方
債務者　古川みよ子
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３１３号
群馬県伊勢崎市下植木町952番地３
債務者　岡田　和起
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２３４号
群馬県高崎市新町2046番地９
債務者　武井伸一郎
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１８５号
千葉県銚子市芦崎町931番地の１　石毛アパートＥ号
債務者　大塚結香里
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係